

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

令和6年2月20日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

協会が電子情報処理組織を使用して登録申請等を行う場合の電子署名及び電子署名に係る電子証明書（以下「電子署名等」という。）を廃止するため、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」及び『「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則』の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正
「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）の名称が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法）に改正されたことに伴う規定の整備（第7条第3項）
- (2) 『「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則』
外務員登録申請時・登録済み通知時の電子署名等の規定の削除（細則第6条第3項、第5項、第7条第1項）

3. 施行の時期

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

※ 本改正は、その内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 資格管理部 （TEL 03-6665-6779）

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

令和6年2月20日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(外務員の登録申請)</p> <p>第7条 協会員は、第3条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、登録の申請を、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(外務員の登録申請)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、登録の申請を、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</u>その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。</p>

『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

令和6年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(電子情報処理組織による登録申請等)</p> <p>第6条 協会員は、電子情報処理組織を使用して登録申請等を行う場合には、本協会が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該協会員の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。</p> <p>1 登録申請等において書面等に記載すべきこととされている事項(次号に掲げる事項を除く。)</p> <p>2 登録の申請を行う場合にあつては、規則第7条第2項に規定する書面及び書類(以下「添付書類」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (削 る)</p>	<p>(電子情報処理組織による登録申請等)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>登録申請等を行う者は、第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名(内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(オンライン化法施行規則第2条第2項第2号に規定する電子証明書であつて、本協会の使用に係る電子計算機から認証(オンライン化法施行規則第3条第3項に規定する認証をいう。)できるものをいう。以下同じ。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>5</u> (削 除)</p> <p>(電子情報処理組織による通知)</p> <p>第 7 条 本協会が、規則第 8 条第 2 項に規定する通知を電子情報処理組織を使用して行うときは、同条第 1 項の規定により登録をした旨その他本協会が必要と認める事項を本協会の使用に係る電子計算機から入力し、当該本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>1</u> <u>商業登記法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項 (これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p><u>2</u> <u>金融庁長官が告示で定める電子証明書であつて、政府認証基盤におけるブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの (前号に規定するものを除く。)</u></p> <p><u>4</u> (省 略)</p> <p><u>5</u> <u>本協会は、第 3 項に規定する電子証明書の認証のため、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(電子情報処理組織による通知)</p> <p>第 7 条 本協会が、規則第 8 条第 2 項に規定する通知を電子情報処理組織を使用して行うときは、同条第 1 項の規定により登録をした旨その他本協会が必要と認める事項を本協会の使用に係る電子計算機から入力し、<u>当該通知の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知と併せて当該本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。</u></p> <p><u>2</u> (省 略)</p>